

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和二十五年広島県規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第九号を次のように改める。

様式第9号（第9条関係）

手数料欄

クリーニング師免許申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日

年

月

日

電話番号

クリーニング師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日実施		クリーニング師試験合格
本籍地（都道府県名）		
業務を行おうとする クリーニング所	名称	
	所在地	

添付書類 戸籍謄本，戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については，戸籍謄本又は抄本）

〔外国人にあつては，住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）〕

- 注 1 業務を行おうとする場合は，その場所を記入すること。
2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のクリーニング業法施行細則（以下「改正前規則」という。）によって行われている申請その他の手続は、改正後のクリーニング業法施行細則（以下「改正後規則」という。）によって行った申請その他の手続とみなす。

3 平成三十年三月三十日からこの規則の施行の日の前日までの間にクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第四十七号）による改正後のクリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第四条に基づき、本籍の記載のある住民票の写しを添付して行った申請は、改正前規則第九条の規定にかかわらず、改正後規則第九条によって行った申請とみなす。